

相手方の戸籍謄本・住民票写しの取得方法について

大阪家庭裁判所遺産分割係

- 1 相手方の戸籍謄本や住民票写しは、これから遺産分割事件の申立てをされる方（申立人）の責任において取得していただくことになります。もちろん、任意に相手方の協力を得られれば、それに越したことはありません。しかし、遺産分割協議で争いのある相手方に戸籍謄本等の提出をお願いしても、普通は応じてくれません。そこで、以下に述べるとおり、相手方の協力をあてにすることなく、あなた自身が請求者として、相手方の戸籍謄本と住民票写しを取得し、これを遺産分割の申立て添付書類として提出していただく必要があるのです。なお、当然のことですが、裁判所があなたの代わりに相手方の戸籍や住民票を取り寄せることはありません。
- 2 ところで、実際に相手方の本籍地や住居地の市役所等の窓口で、相手方の戸籍謄本や住民票写しを請求した場合、窓口担当者から、相手方本人の委任状や同意書、あるいは遺産分割事件が係属していることや相手方の戸籍謄本が必要である旨の証明書を求められたり、さらには、裁判所からの請求でなければ一切応じられないなどと言われて、結果的に戸籍謄本等の交付を断られてしまうこともあるかと思えます。しかし、これらは、あなたの請求のやり方が間違っているために断られてしまうのです。正しくは、相手方の代理としてではなく、遺産分割の共同相続人として、自ら遺産分割事件を申し立てるという正当な権利行使のために、相手方の戸籍謄本・住民票写しを必要としているという理由を明らかにして請求すべきであったのです（戸籍法10条の2第1項、住民基本台帳法12条の3第1項 - 第三者請求）。
- 3 では、具体的にどのような方法であれば、あなたが正当な理由で取得しようとしていることを、戸籍謄本や住民票写しの請求先である市役所等の担当者に理解してもらえるでしょうか。

この点、各市役所等の窓口によって多少運用に違いはあるものと思われませんが、一般的には、以下の書類等を準備して請求する必要があります。

- (1) 本人確認のできる書類（運転免許証、健康保険証、住民登録カード、パスポート等）
- (2) 正当な理由を明らかにする書類
あなた（交付請求者＝申立人）の戸籍謄本
被相続人の死亡から遡って15才くらいまでの連続した戸籍謄本
その他、具体的な請求先となる市役所等で要求される戸籍謄本
- (3) 戸籍謄本等の申請手数料（請求先の市役所等で確認して下さい。）
- (4) 申請者の認印
- (5) 戸籍謄本等申請書（請求先の市役所等で確認して下さい。）

申請理由欄には、概ね「交付請求者は、平成××年×月×日死亡したAの相続人（二男）であり、Aの財産についての遺産分割の申立ての添付資料としてAの戸籍謄本を 家庭裁判所に提出する必要があります。」と記載して下さい。

ただし、実際に請求される場合には、先に触れたとおり、窓口ごとに多少の運用の違いがありますから、あらかじめ電話で担当部署の担当者に用務を告げ、必要書類や費用を確認した上で請求に赴かれることをお勧めしますし、ましてや、遠方の市役所等に郵便などで取り寄せる場合には、電話で交付手数料の納付方法や送付方法などの点も含め、事前に確認されることは是非とも必要でしょう。

以上のとおり、相手方の戸籍謄本や住民票写しを取得することは、なかなか大変ですが、遺産分割の申立てが正当な権利の行使である以上、原則として「取得できない」ということはありません。取り寄せには多少の時間と労力がかかるとは思いますが、申立人の責任で戸籍謄本等を取り寄せた上、申立てをお願いします。

なお、戸籍謄本等の取り寄せについては、司法書士等の専門家に依頼するのもひとつの方法であることを申し添えます（なお、裁判所が司法書士等を紹介することはありませんし、司法書士等に支払う費用についても、裁判所でわかりかねますので、お近くの司法書士会等にお問い合わせ願います。）。